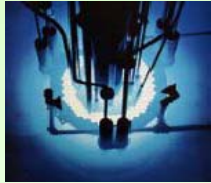


研究施設等廃棄物の処分に向けた体制整備

現状:処分場が存在せず、廃棄物が累積

○原子力は、発電以外にも研究開発、医療、産業等の幅広い分野で利用



研究用原子炉



核燃料試験研究



病院でのがん診断



工業製品の測定

○約2,400の多様な事業所から放射性廃棄物が発生
(ゴム手袋、紙タオル、金属、解体コンクリート等)

研究機関 : 約 350事業所、 国・公・私立大学 : 約 470事業所
医療機関 : 約1,260事業所、 民間企業 : 約 320事業所
(平成19年12月末現在)

【現在の廃棄物保管量】

○昭和20年代から発生・累積している廃棄物量: 約55万本
○このうち原子力機構: 約35万本 (いずれも200Lドラム缶換算値)
(平成19年12月末現在)

【各事業者の状況】

○近い将来、廃棄物量が保管能力を超え、新たな研究・開発に支障

・原子力機構の原子力科学研究所(茨城県東海村)での廃棄物量は、保管庫の容量(約14万本)の97%



原子力機構における廃棄物保管状況

○過去の廃棄物のみ管理

・三菱マテリアル(株)、旭化成(株)等では、過去に発生した廃棄物のみ管理

○老朽化施設の解体が困難

・(株)日立製作所、武蔵工業大学等では、研究用原子炉の解体を中断

廃棄物発生者のほとんどが廃棄物量は小規模であり、処分事業を行う民間事業者はこれまで現れておらず、今後も期待できない。

早急な処分体制の整備が必要

原子力機構法の一部を改正する法案(概要)

○廃棄物発生量のほとんどを占め、技術的能力を有する(独)日本原子力研究開発機構が処分業務を実施

(1) 処分実施主体の明確化

原子力機構が、自らの廃棄物と他者から処分の委託を受けた廃棄物を処分することを原子力機構の本来業務に位置付け

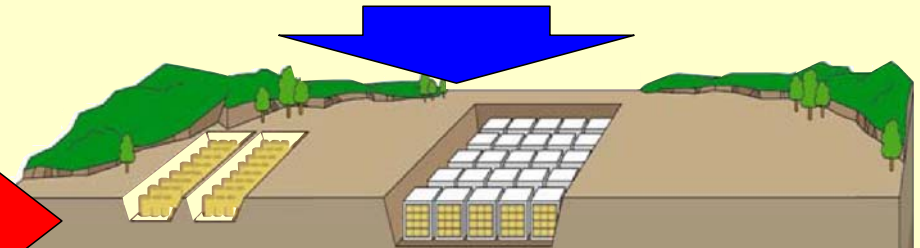
(2) 処分業務の確実性・合理性の担保

原子力機構は、国の定める基本方針に即して、埋設処分業務の実施計画を作成し、国が認可

(3) 処分業務の独立性・透明性の確保

勘定の新設等により、処分費用を原子力機構の他の研究開発費と分けて管理

埋設処分



低レベル放射性廃棄物の浅地中処分

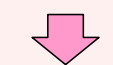
トレンチ処分
・深度数m

コンクリートピット処分
・深度十数m

研究施設等廃棄物

・廃棄物発生者の総負担額: 約2,000億円

原子力発電所廃棄物



日本原燃(株)が既に処分を実施

原子力機構法の改正により体制整備